

久慈市地域密着型サービス事業者募集要領

【令和2年度整備予定分】

1 目的

本市の介護保険事業基盤の整備を図るため、地域密着型サービス事業所を設置・運営する事業者を募集します。

2 募集内容

(1) 募集対象サービス事業所

募集番号	サービス種別	定員	募集数
①	認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	9人 (1ユニット)	1施設
②	認知症対応型デイサービスセンター (認知症対応型通所介護)	12人	1施設
③	看護小規模多機能型居宅介護事業所	登録定員29人 (宿泊定員9人)	1施設

(2) 整備区域 市内全域

(3) 整備時期及び開設時期

ア 整備時期 令和2年度

イ 開設時期 令和3年4月

3 応募要件

- (1) 市内に事業活動の本拠を有する法人又は介護サービス事業を計画している市内に住所を有する市民で、その事業のために法人を新設予定の者であること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める指定の取消し等の処分を受けたことがないこと。
- (3) 久慈市に納めるべき市税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしていないこと。
- (5) 役員（就任予定者含む）等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (6) 久慈広域連合指定密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年久慈広域連合条例第2号）（以下「基準条例」という。）に定める基準等を満たし、開設時期までに開設可能な計画であること。
- (7) 応募者自ら施設を設置し、また久慈広域連合の指定を受け事業所を開設するものであること。
- (8) 事業を実施する土地が確保されていること、または着工までにその見込みがあること。
(土地利用に関する法的規制、近隣住民の反対等の制約がないこと)
- (9) 開設にあたり、必要な資金（用地取得、造成、建築、備品購入、事業開始後3か月間の運営費等）が確保されていること、またはその見込みがあること。

4 応募の受付期間、方法等

(1) 応募の受付期間等

ア 期間 令和2年3月18日(水)から令和2年3月30日(月)まで
(土、日及び祝日等を除く)

イ 時間 午前9時30分から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

(2) 応募方法等

ア 応募書類の提出先

久慈市生活福祉部地域包括支援センター介護支援係

所在地：久慈市旭町8-100-1 元気の泉内

電話：0194-61-1112 (直通)

イ 提出にあたっては、事前に電話等で日時を予約のうえ応募書類を持参してください。提出時に申請書類に関する聴き取りを行います。(郵送不可)

5 提出書類

(1) 別紙1「提出書類一覧」に掲げる書類を提出してください(不備・不足がある場合、受付いたしません)。

様式は久慈市ホームページにてご確認いただけますが、必ず当市が用意するデータ(Excel版)を使用して下さい(担当係へ連絡のうえEメールにて様式データを取得して下さい)。

(2) 提出書類はすべてA4判に統一してください。A3判の図面等はA4判折りにし、A5判等の用紙はA4判用紙に貼付してください。


(3) 提出部数は応募時に正本1部とし、内容の確認を受けたあとに副本2部(正本のコピー)を提出してください。

(4) 受付期間終了後の資料の追加提出、差替え等はできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類を求めることがあります。

6 応募にあたっての留意事項

(1) 設備及び人員配置計画が基準条例に定める基準を満たすことについて、平面図及び様式9「人員配置計画書」によりあらかじめ久慈広域連合から確認を得ること。(久慈広域連合には事前に電話連絡のうえ確認書類を持参すること)

※平面図には次の確認欄を設け確認を受けること。

基準確認欄	
確認日	確認者
令和 年 月 日	久慈広域連合介護保険課 (担当者氏名) 

※複数のサービス事業所を併設・合築で申請する場合は、共通する平面図1枚のみ確認を受け、募集番号の若いほうの申請書類に確認を受けた原本を添付し、それ以外には写しを添付すること。

(2) 土地又は建物に係る建築基準、消防設備等については、あらかじめ法令等の要件を確認し、各関係部署との協議を事前に済ませているものとし、その結果等を様式5「土地・建物に係

る関係部署との協議状況調書」に記載すること。なお、久慈市ハザードマップにより危険区域とされている箇所への建設は不可とする。また、土地については抵当権及び根抵当権が設定されていないこと。

- (3) 応募事業にかかる契約の締結、同意書等の取得等に当たっては、応募段階であることを利害関係者に十分に説明すること。
- (4) 市は、応募者と土地所有者、地域住民その他関係者との問題について、損害賠償等一切の責任を負いません。応募に当たっては、関係者への詳細な説明と正確な意向を確認してください。
- (5) 応募に要する費用はすべて応募者の負担とし、結果にかかわらず書類は返却いたしません。申請取り下げの場合も同様とします。
- (6) 申請後、諸事情により辞退する場合は辞退届（任意様式）により申し出て下さい。辞退届が提出可能な期間は審査会開催の前日までとします。
- (7) 事業所の開設時期について、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、時期を変更することがあります。

7 募集要領等に関する質問

募集要領に関する質問及び回答は、次により行います。

(1) 質問の方法

質問の内容を簡潔にまとめて、別紙2「質問送付票」に記入の上、Eメール又はFAXにより提出してください。なお、公募に関する応募状況、審査状況等については回答できません。また、電話または口頭による質問は受け付けません。

(2) 質問の受付期間、宛先等

ア 期間 令和2年3月2日（月）から令和2年3月11日（水）まで

イ 宛先 久慈市生活福祉部地域包括支援センター介護支援係

Eメールアドレス kaigo@city.kuji.iwate.jp

FAX 0194-61-3178

ウ その他 質問送付票を受付した際は、その旨連絡します。土曜日、日曜日及び祝日を除き3日以内に連絡がない場合は、電話等により確認してください。

(3) 回答の方法

EメールまたはFAXにより3月18日（水）をめぐりに回答します。なお、その質問・回答内容は、他の質問者及び申請者にも情報提供します。

8 事業者の選定方法等

社会福祉法人設立認可等審査委員会において書類審査及び面接審査により選考し、市長が決定します。

(1) 審査方法

別表にかかげる項目について評価・採点を行います。

併設・合築に施設の場合は、応募種別ごとに評価・採点を実施したあと、各応募種別の平均点に併設合築加点を付与します。

なお、併設合築加点は、各審査員が5点×整備事業数を満点として審査を行い、得られた

点数とします。

(2) 選定方法

- ①審査員の評価点数の合計が上位の者から順に選定します。
- ②同点の場合は併設・合築の応募者を上位とします。

9 選定の結果

- (1) 可否に関わらず、すべての応募者に対し結果を文書により通知します。
- (2) 通知前の選定結果についてのお問い合わせには一切お答えいたしません。
- (3) 決定された整備事業者がその権利を他の応募者若しくは事業者に譲渡することはできません。
- (4) 決定された整備事業者は、市の選定通知後2週間以内に、事業の履行についての確約書（書式任意）を提出してください。正当な理由もなく提出されない場合、辞退したものとみなし、次位の応募者を選定することとします。
- (5) 審査結果によっては、事業者を選定しない場合があります。

10 施設整備等に対する補助制度

岩手県の介護施設等整備事業費補助金を活用し下記の補助を計画していますが、当該補助金は久慈市及び岩手県の予算が成立した場合にのみ適用されます。また、補助金活用を希望する場合は新築を条件とします。

なお、事業者決定により補助金の交付が確定するものではなく、補助金の支給がないことを事業者決定辞退の理由とすることはできませんので、補助事業として採択されない場合も想定し、対応できるよう計画してください。

募集番号	施設等種別	補助対象経費	補助上限額
①	認知症高齢者グループホーム	施設整備費	33,600千円
		開設準備経費	839千円×定員数
②	認知症対応型デイサービスセンター	施設整備費	11,900千円
③	看護小規模多機能型居宅介護事業所	施設整備費	33,600千円
		開設準備経費	839千円×宿泊定員数

※県の「介護施設等整備事業費補助金交付要綱」（以下「県要綱」という。）別表1に規定の「介護施設等の合築等」に該当する場合、当該基準による補助単価の加算を予定しています。また県要綱の変更に伴い補助額が変更になる場合もあります。

補助金活用を希望する際は、整備事業者選定後詳細設計（実施設計）に着手し、関係書類が整い次第、補助金事前協議を開始することとなります。また、整備事業資金借入のため土地・建物の抵当権設定をする場合は、補助金事前協議と同時に申請していただくこととなります。

なお、手続き等の詳細は県要綱及び県の指示により決定しますが、交付決定または事前着手承認が得られない段階で入札・契約等を行った場合は補助対象外となるため、工期等スケジュールは余裕をもって設定してください。

(1) 条件等

- ア 応募者自らが整備すること。
- イ 建設用地に抵当がないこと
- ウ 法人を立ち上げる予定の者は、補助金事前協議までに法人の立ち上げを完了すること。
- エ 法人の運営が安定していること。
- オ 建設業者の決定は、市の規定に準じ入札会を実施すること。（入札会には、市の担当者が立ち会うこと。業者選定の際は、理事会等での承認を得ること。）また、履行確認及び引渡しにかかわる事務についても市の指導に従うこと。建設費及び設計監理費については、現金払いを不可とし、口座振替等により入金先を明らかにすること。
- カ 設計変更による補助対象経費の変更が生じることのないよう、事前協議の段階で詳細設計まで整えること。
※外構工事は補助対象外となります。
※補助金を受けて整備した施設及びその用地の用途変更、譲渡、貸付け、抵当権設定などの財産処分については、所定の手続きが必要（場合によっては補助金返還）となりますので留意願います。

11 整備スケジュール（予定）

令和2年 3月2日(月)～3月11日(水)	質問受付
3月18日(水)～3月30日(月)	応募申請書受付
4月下旬から5月上旬	審査会・事業所決定
以降	補助金事前協議等～交付決定後事業着手
令和3年3月まで	現地調査・事業所指定完了
4月	事業所開設

12 禁止・欠格事項

- (1) 次の事項に該当する場合は審査会に付すことなく失格とします。
 - ア 市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合
 - イ 応募書類に関し、内容に重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
- (2) 整備事業者を選定後、次に該当する場合は選定結果の効力を失うものとします。この場合、要した費用の弁済を本市に求めることはできません。
 - ア 応募書類に関し、内容に重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
 - イ 資金の確保、計画予定地などの重要な事項に問題が生じ、市の指定する期日までに開設することが困難となった場合（市長がやむを得ない事情と認める場合を除く）
 - ウ 市民の疑惑又は不信を招くような行為をしたと市長が認める場合

別表

評価・採点項目

大項目		配点	中項目
1	建設事業に必要な財源が見込まれること。	5	施設建設のための資金計画は妥当か。借入の場合は金融機関等との折衝が順調に行われているか。
2	施設の安定した経営が見込まれること。	10	開設初期の事業運営資金計画は妥当か。
			運営経費に係る収支見込みに無理はないか。
5	施設の安定した運営が見込まれるか。	15	予定施設に係る事業の運営の経験があるか。
			人員確保の方法及び時期については妥当か。
			職員が働き続けられるような配慮があるか。
4	母体となる法人及び既に運営している施設の運営実績が良好であること。	5	現在の施設等の運営状況等はどうか。
6	事業運営方針及び施設における入所者（利用者）の処遇方針が適切であること。	40	事業目的、運営方針（介護方針）は適切か。
			入所者等への処遇方針は適切か。
			地域との連携を図るためにどのような方法を考えているか。
			職員研修についてどのように取り組むか。
			協力医療機関等の連携体制についてどう考えるか。
			事業運営に対する積極性及び創意工夫があるか。
3	土地利用計画及び建設計画に実行性があること。	15	施設の整備方針は適切か。
			建設予定地の選定理由は適切か。
			建設予定地は確実に施設が建設できる見込みか。
7	安全・防災対策が適切であること。	10	事故防止、感染症対策、どのように取り組むか。
			災害対策についてどのように取り組むか。
	配点合計	100	

※1人の審査員の持ち点は100点です。